

安倍9条改憲に反対

みんなの力で「戦争する国」 =9条改憲をやめさせましょう

3000万人
署名を成功
させましょう

自民党は、9条への自衛隊の明記を含む改憲の動きを加速させています。社民党はこうした憲法改正に反対し、「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名」に取り組んでいます。日本を「戦争する国」にさせてはいけません。「平和・人権・民主主義」を守り、一人ひとりの声を国会に届け改憲をやめさせましょう。

自衛隊明記は 「戦争する国」への変質です

国民の多くが受け入れている自衛隊は専守防衛に徹し、国内外の災害救助などに携わる自衛隊です。自民党はこれを逆手に取り、9条に「集団的自衛権行使する自衛隊」を明記し、再び戦争ができる国に転換しようとしています。つまり今ある自衛隊の追認ではなく、海外で戦争する自衛隊をめざすもので、決して認められません。

教育無償化は 憲法を変えなくてもできます

憲法に教育の無償化を書き込むというものです。しかしこれは憲法を変える必要はなく、無償化を法制化し財源の手当てを行えば可能です。高校授業料無償化を「バラマキ」と批判してきた自民党に無償化を語る資格はありません。

大規模災害時も 今の法律で対応できます

大規模災害時に国会議員が不在だと迅速に対応できないからと、憲法に議員の任期延長を盛り込むとの主張です。しかし衆議院の解散時には参議院の緊急集会の仕組みがあり、災害対策基本法の厳格な要件の下で、内閣は緊急政令を制定できます。今の法律で対応は可能です。



選挙制度の改正は 公職選挙法で行えます

憲法を変え参議院の選挙区の合区を解消としています。しかし反対を押し切り合区を導入したのは自民党です。最高裁から違憲と言われないよう憲法を変えるのはあまりにも身勝手です。そもそも憲法には「選挙区に関しては法律でこれを定める」(47条)と規定され、公職選挙法改正で選挙制度の改正は可能です。

憲法を活かす政治
社民党

第二章 戦争の放棄 第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

※自民党の論点整理で示された一つの案は新たに3つめの項目をつくり、例えば次のような条文を書きこもうというものです。

- 3 前条の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

Q1 自衛隊を明記しても、武力行使はしないなど、戦争放棄の原則は残ります。これまでと同じで問題ないと思いますが。

A1 いいえ。新たに集団的自衛権を行使する自衛隊が明記されたら、それまでの戦力不保持や武力不行使、戦争放棄も帳消しとなってしまいます。法律の世界では「後法優先の原理」と言われ、今までの条文より、後から追加された条文のほうが優先されてしまうからです。

Q2 自衛隊を憲法に明記するほうが安全保障の強化につながるのではないかですか。

A2 いいえ。自衛隊は他国で戦闘をしなかったため、災害救助と専守防衛に専念できました。外国の戦争に当事者として加われば、日本が直接攻撃の対象となりますし、災害救助の余裕などなくなり逆に国民を危険にさらすことになります。

Q3 北朝鮮の核やミサイルは日本にとって大きな脅威であり、国民も不安を感じています。当然、憲法改正し対抗すべきだと考えますが。

A3 核やミサイルの開発は絶対許されません。大切なことは戦争を起こしてはならないということです。現在の「圧力一辺倒」でも偶発的な戦争の危険性を高めています。9条を変えて「武力」で対抗すればさらにこの危険性を高めるものです。脅威を理由に軍事力を増大させることはより大きな脅威を招きます。あくまで対話による平和解決の外交努力を行うべきです。

Q4 東日本大震災などの災害救助活動で自衛隊は大きな役割を果たしました。「違憲」と言われないように自衛隊を憲法に明記すべきではないですか。

A4 多くの国民は災害救助と専守防衛の自衛隊を受け入れ、6割を超える国民は、憲法でも「認められている」と答えています。しかし他方、多くの国民は集団的自衛権の行使を認めた安保法制や「戦争する国」には反対と答えています。自民党はこうした国民の気持ちを逆手に取り、災害救助の自衛隊に名を借りて、集団的自衛権行使し海外で戦争する自衛隊を合憲にしたいのです。改憲ありきの策動に騙されてはいけません。